

2. 社団法人 日本溶接協会 細則

昭和32年05月02日	制 定	昭和62年04月28日	一部変更
昭和33年02月25日	一部変更	昭和63年04月27日	一部変更
昭和35年06月01日	一部変更	平成02年10月31日	一部変更
昭和36年12月22日	一部変更	平成04年05月15日	一部変更
昭和38年05月28日	一部変更	平成10年05月27日	一部変更
昭和39年02月01日	一部変更	平成11年10月28日	一部変更
昭和40年04月23日	一部変更	平成11年12月24日	一部変更
昭和41年05月27日	一部変更	平成12年04月21日	一部変更
昭和42年04月21日	一部変更	平成12年10月25日	一部変更
昭和43年07月13日	一部変更	平成13年05月30日	一部変更
昭和45年04月30日	一部変更	平成13年12月26日	一部変更
昭和46年05月28日	一部変更	平成14年07月31日	一部変更
昭和48年05月26日	一部変更	平成15年04月30日	一部変更
昭和49年04月24日	一部変更	平成15年07月31日	一部変更
昭和50年05月30日	一部変更	平成15年11月20日	一部変更
昭和51年04月28日	一部変更	平成16年10月28日	一部変更
昭和52年04月27日	一部変更	平成17年02月22日	一部変更
昭和53年04月26日	一部変更	平成17年04月22日	一部変更
昭和54年04月25日	一部変更	平成19年03月30日	一部変更
昭和54年10月01日	一部変更	平成19年04月26日	一部変更
昭和55年05月28日	一部変更	平成19年07月25日	一部変更
昭和56年04月30日	一部変更	平成19年10月31日	一部変更
昭和57年04月28日	一部変更	平成20年01月31日	一部変更
昭和58年03月25日	一部変更	平成20年02月27日	一部変更
昭和58年04月27日	一部変更	平成20年03月27日	一部変更
昭和58年10月25日	一部変更	平成20年04月24日	一部変更
昭和60年04月24日	一部変更	平成20年09月25日	一部変更
昭和60年10月16日	一部変更		

この細則は、社団法人日本溶接協会（以下本会という）定款第48条に基づくもので、定款の施行に必要な事項を定める。

第1章 会 員

（入会の手続）

第1条 団体会員及び個人会員の入会は、理事会の承認を要する。

2 団体会員は、溶接・接合及び関連プロセスにおいて、次の各号のいずれかに該当する者で本会の目的に賛同し、協力しようとする日本国内で法人登記された法人又は団体とする。

- (1) 使用する材料、機器又は付帯装置等の製造あるいは供給を事業として行う者
- (2) 溶接構造物又は製品等の製造、製作、維持あるいは管理を事業として行う者
- (3) 研究又は普及等を事業として行う者

3 団体会員は、本会に対する代表者（特級5人、1級4人、2級3人、3級2人、4級1人、5級1人）を決

定して所定の入会申込書により申込むものとする。

4 個人会員の入会は、推薦によるものとし、その方法は理事会の議決を得て別に定める規則による。

（入会金及び会費の納入）

第2条 会員は、第3条に規定した入会金及び会費を納めなければならない。

2 会費は1年ごとに前納することを原則とする。ただし、団体会員の会費は上期・下期に分けて納入することができる。

3 団体会員が年度の中で中途で下級へ変更した場合は、既納の会費は払い戻しをしない。

4 会員が退会した場合、既納の会費は払い戻しをしない。

（入会金及び会費の金額）

第3条 本会の入会金及び会費は次表のとおりと

- する。ただし、個人会員の入会金及び会費は、免除する。
- 2 団体会員が年度途中で入会したときの会費は、入会の月から年度末迄の分に対し、月割で計算した金額とする。
 - 3 団体会員が年度途中で等級を変更したときの会費は、級変更の月から年度末迄の分に対し、月割で計算した金額とする。
 - 4 この入会金及び会費の変更は総会の議決を得るものとする。

特 別	入会金	会費（年額）
特 級	5,250 円	1 級会費 2 口以上
1 級	〃	551,250 円
2 級	〃	393,750 円
3 級	〃	288,750 円
4 級	〃	105,000 円
5 級	〃	52,500 円

上記の金額には消費税 5% を含みます

第2章 役員、評議員、顧問 名誉会長、相談役及び参与等

(定員)

第4条 定款第11条の理事、監事及び評議員の定員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 26人
- (5) 監事 3人
- (6) 評議員 111人

(評議員の配分)

第5条 評議員の定員を次のように配分する。

団体会員部門に対し	60人
個人会員部門に対し	41人
指定機関部門に対し	10人
計	111人

(理事の職務及び定員)

第6条 理事には次の会務担当理事を置き、定員は次のとおりとする。

- (1) 総務担当理事 6人
- (2) 財務担当理事 4人
- (3) 認証担当理事 5人
- (4) 専門部会担当理事 3人
- (5) 研究委員会担当理事 3人
- (6) 教育担当理事 3人
- (7) 特別委員会担当理事 6人

2 総務担当理事は、庶務、企画、会員、表彰、指定機

関に関する事項、会務及び事業報告書、事業計画書の作成等の業務を担当する。

- 3 財務担当理事は、出納の管理、資産の保管、予算、決算報告書の作成等の業務を担当する。
- 4 認証担当理事は、溶接管理技術者、溶接技能者、マイクロソルダリング要員の認証及び事業者・製品等の認定に関する業務を担当する。
- 5 部会・研究委員会担当理事は、専門部会の活動に関する業務を担当する。
- 6 研究委員会担当理事は、研究委員会の活動に関する業務を担当する。
- 7 教育担当理事は、溶接技術の教育に関する業務を担当する。
- 8 特別委員会担当理事は、規格、広報出版、国際活動、安全環境、特許及び全国溶接技術競技会に関する業務を担当する。
- 9 会務担当理事は、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。各会務担当理事のうち1人を主任とし、担当会務の代表者とすることができる。
- 10 専務理事は、会長、副会長及び各会務担当理事の意を体し、渉外、内務を担当する。また、専務理事は、有給とすることができる。その給与の報酬額等は、会長が総務主任理事及び財務主任理事と協議の上決定する。

(顧問、名誉会長及び相談役)

第7条 役員を経験を有し、本会の目的達成に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、定款第19条の顧問にすることができる。

- 2 第1項の顧問のうち会長として永年にわたり本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、名誉会長にすることができる。
- 3 第1項の顧問のうち2期以上にわたり会長を経験し、本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、相談役にすることができる。

(参与)

第8条 企業又は国公立機関等を退職した者で、本会の専門部会又は委員会の部会長・委員長等の重要な業務に関与している者は、理事会の議決を得て、定款第19条の参与にすることができる。

(技術アドバイザー)

第9条 企業又は国公立機関等を退職した者で、

本会の専門部会又は委員会等で溶接技術の普及啓蒙に重要な役割を担っている者は、理事会の議決を得て、技術アドバイザーにすることができる。

(顧問、参与及び技術アドバイザーの職務等)

第10条 顧問及び参与の職務並びに技術アドバイザーの職務及び任期等は理事会で別に定める規則による。

第3章 会議

(総会の表決権)

第11条 総会における表決権は、正会員がそれぞれ1個持つ。

(書面審議)

第12条 本会の会議のうち臨時総会、評議員会及び理事会において特別の事情がある場合は、定款の改正、本会の解散及び残余財産の処分を除き、その議決は、書面をもって代えることができる。

(理事会の開催)

第13条 理事会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、理事会の議決を得て、臨時に開催又は、休会することができる。

第4章 会長、 監事及び評議員の選出と補充

(会長、監事及び評議員の定期選挙)

第14条 会長、監事及び評議員の定期選挙は、2月1日から通常総会までの間に行う。

2 会長、監事及び評議員の選挙手続は、理事会で定める選挙規則による。

(補充及び任期)

第15条 会長が欠けたる場合、会長の残任期間が1年以上に及ぶときは、残任期間の会長は選挙により決定する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。残任期間が1年未満のときは、定款第15条第3項による。

2 理事に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、評議員会の議を経て、これを補充することができる。

3 監事に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、選挙によりこれを補充する。

4 評議員に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、当該評議員の選出された部門ごとに次の方法で

欠員を補充することができる。

(1) 団体会員部門: 退任者が選出された選挙において退任者を推薦した専門部会あるいは団体会員から推薦された者を評議員として補充する。

(2) 個人会員部門: 退任者が選出された選挙の次点者を繰り上げて評議員として補充する。

(3) 指定機関部門: 退任者が選出された選挙において退任者を推薦した地区溶接協会連絡会から推薦された者を評議員として補充する。

第5章 指定機関

(指定)

第16条 本会は、定款第3条に定めた目的の円滑な実施を図るため定款第4条に基づき溶接に関する地域的活動を行い、地域への溶接技術の普及啓蒙を図る事を目的とする団体を理事会の議決を得て指定機関として指定する。

2 指定機関に関する規則は理事会の議を経て、別に定める。

3 指定機関は、特別な事情がある場合を除いて各都道府県に1団体とする。

(指定機関との契約)

第17条 本会は、指定機関と必要に応じて業務委託契約を結ぶことができる。

第18条及び第19条は欠条

第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第20条 本会の資産を分けて特定財産及び運用財産の2種とする。

2 特定財産は、特定の目的で積み立てられる資産で、理事会が編入を議決したものである。

3 運用財産は、特定財産に属しない資産とする。

(不動産)

第21条 資産のうち、土地、建物、建物付属設備、構築物、土地賃借権を取得する、又はその一部を処分あるいは担保に供する場合は、理事会の議決を得なければならない。

(寄付金品)

第22条 寄附金品を受けることの可否は理事会で決定する。

2 寄附金品の一部又は全部は、理事会の議決を得て、特定財産に編入することができる。ただし、

寄附者の指定があるものは、その指定に従う。

(経費の支弁及び特定財産の取り崩し)

第23条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

2 特定財産を取り崩すときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、特定財産の取り崩し額が100万円以下の場合、財務委員会あるいは溶接技能者認証委員会運営委員会の議決を理事会の議決とすることができる。

3 次の各号については、前項によらず理事会で承認されているものとして執行する際に再度の理事会議決を必要としない。

- (1) 年度の事業計画及び収支予算に定めた取り崩し
- (2) 規定に基づいて支給する職員の中途退職

(決算の承認)

第24条 会長は、毎事業年度終了後3カ月以内に下記の書類を作成し、事業報告書及び会員の異動状況書とともに監事の意見書を付け、理事会、評議員会及び総会の承認を得なければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 特定財産編入及び運用財産の繰越に関する議案

2 本会の収支決算において、運用財産に繰越金が生じたときは、理事会、評議員会及び総会の議決を得て、その一部又は全部を特定財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(予算の届出)

第25条 本会の事業計画に伴う予算は、理事会、評議員会及び総会の議決を得て、毎事業年度開始後3カ月以内に経済産業大臣に届け出なければならない。

(借入金)

第26条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、評議員会及び総会の議決を得なければならない。

2 この借入金を行うときは、速やかに経済産業大臣に届出なければならない。

(重要事項の議決)

第27条 本会は、次の各号の事項を行うときは、理事会、評議員会及び総会の議決を得なければならない。

- (1) 前条の事項
- (2) 収支予算で定めていない本会の新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要な事項

第7章 本会の運営、 企画及び管理に関する委員会

(委員会の種類)

第28条 本会に定款第30条に基づき、次の運営、企画、管理、教育及び指定機関に関する委員会を置く。

- (1) 総合企画会議
- (2) 会務に関する委員会
 - ①総務委員会
 - ②財務委員会
 - ③不動産管理委員会
- (3) 特別委員会
 - ①規格委員会
 - ②広報出版委員会
 - ③国際活動委員会
 - ④安全衛生・環境委員会
 - ⑤特許委員会
 - ⑥全国溶接技術競技会運営委員会
- (4) 教育に関する委員会
 - ①溶接管理技術者教育委員会
 - ②マイクロソルダリング教育委員会
 - ③非破壊試験教育委員会
 - ④建築鉄骨ロボット溶接オペレータ教育委員会
 - ⑤J-ANB (Japanese Authorised National Body)
- (5) 全国指定機関委員会
- (6) 溶接情報センター設置委員会

第1節 総合企画会議

(業務)

第29条 総合企画会議は、次の業務を行う。

- (1) 本会全般の事業方針（案）の検討
 - (2) 本会全般の財政方針（案）の検討
 - (3) その他必要と認められる業務
- 2 総合企画会議は、必要に応じ、会長がこれを招集する。
- 3 総合企画会議における検討の状況及び結果を理事会に説明する。

(委員会構成及び委嘱)

- 第30条 総合企画会議は、会長、理事及び会長から推薦された者で構成する。
- 2 総合企画会議に委員長及び委員を置く。
- 3 総合企画会議に必要なに応じて副委員長及び幹事を置くことができる。
- 4 前2項の委員長、副委員長、幹事及び委員は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

(経費)

- 第31条 総合企画会議に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(委員会規則及び任期等)

- 第32条 総合企画会議は、理事会の議決を得て定める、委員会規則によって運営する。
- 2 総合企画会議の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任は前項の委員会規則による。

(委員会の改廃)

- 第33条 総合企画会議の改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第2節 会務に関する委員会

(業務)

- 第34条 総務委員会は次の業務を行う。
- (1) 本会全般の会務の検討
 - (2) その他必要と認められる業務
- 2 財務委員会は次の業務を行う。
- (1) 本会の予算及び決算の検討
 - (2) その他必要と認められる業務
- 3 不動産管理委員会は次の業務を行う。
- (1) 本会の不動産の維持及び管理
 - (2) 本会の不動産の維持、管理及び運営のための費用の徴収と支払
 - (3) 本会の不動産取得及び処分並びに貸借等
 - (4) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

- 第35条 会務に関する各委員会は、その業務に必要と認められる個人会員、団体会員に属する専門家及び学識経験者で構成する。
- 2 会務に関する各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。
- 3 前項の各委員長は、原則として理事とし、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

- 第36条 会務に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。
- 2 会務に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

- 第37条 会務に関する各委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(事業計画及び報告)

- 第38条 会務に関する各委員長は、年度ごとに事業報告書及び次年度の事業計画を理事会及び評議員会へ提出して承認を得なければならない。また、理事会の開催ごとに業務報告をし、理事会の承認を得なければならない。

(監査)

- 第39条 会務に関する委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

(委員会の新設及び改廃)

- 第40条 会務に関する委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第3節 特別委員会

(規格委員会)

- 第41条 規格委員会は次の業務を行う。
- (1) 日本工業規格 (JIS) の溶接関係規格原案の審議及び日本溶接協会規格 (WES) の作成に関する業務
 - (2) 国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) の溶接関係規格の制定・改廃に関する審議等の業務
 - (3) 溶接関係内外規格の調査
 - (4) その他必要と認められる業務

(広報出版委員会)

- 第42条 広報出版委員会は、出版物を監修するほか、本会の出版事業の管理を行う。

(国際活動委員会)

- 第43条 国際活動委員会は、次の業務を行う。
- (1) 国際活動に関する企画及び立案
 - (2) その他必要と認められる業務

(安全衛生・環境委員会)

第44条 安全衛生・環境委員会は次の業務を行う。

- (1) 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する調査及び検討
- (2) 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する関係団体との協力
- (3) その他必要と認められる業務

(特許委員会)

第45条 特許委員会は次の業務を行う。

- (1) 溶接関係特許の調査及び検討
- (2) 特許庁及び溶接特許に関連する団体との協力
- (3) その他必要と認められる業務

(全国溶接技術競技会運営委員会)

第46条 全国溶接技術競技会運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 全国溶接技術競技会の開催
- (2) 全国溶接技術競技会の審査
- (3) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

第47条 特別委員会の各委員会は、その業務に必要なと認められる個人会員及び団体会員に属する専門家並びに学識経験者で構成する。

- 2 特別委員会の各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。
- 3 特別委員会の各委員長は、理事会の議決を得て、副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第48条 特別委員会の各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

- 2 特別委員会の各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第49条 特別委員会の各委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(監査)

第50条 特別委員会の各委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

(事業計画及び報告)

第51条 特別委員会の各委員会の事業報告、会計報告、事業計画及び予算については第38条の規定を準用する。

(委員会の新設及び改廃)

第52条 特別委員会の各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第4節 教育に関する委員会

(溶接管理技術者教育委員会)

第53条 溶接管理技術者教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) 溶接管理技術者の教育に関する基本方針の立案
- (2) 溶接管理技術者に関する技術教育の実施、研修会等の開催
- (3) その他溶接管理技術者の教育に関する必要な業務

(マイクロ溶ダリング教育委員会)

第54条 マイクロ溶ダリング教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) マイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関する基本方針の立案
- (2) マイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータに関する技術教育の実施、研修会等の開催
- (3) その他マイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関する必要な業務

(非破壊試験教育委員会)

第55条 非破壊試験教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) 非破壊試験技術者の教育に関する基本方針の立案
- (2) 非破壊試験技術者に関する技術教育の実施及び研修会等の開催
- (3) その他非破壊試験技術者の教育に関する必要な業務

(建築鉄骨ロボット溶接オペレータ教育委員会)

第55条の2 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) 建築鉄骨ロボット溶接オペレータの教育に関する基本方針の立案

- (2) 建築鉄骨ロボット溶接オペレータに関する技術教育の実施及び研修会等の開催
- (3) その他建築鉄骨ロボット溶接オペレータの教育に関する必要な業務

(JANB)

第55条の3 J-ANB (Japanese Authorised National Body) は、次の業務を行う。

- (1) IIW (国際溶接学会) のIAB (International Authorisation Board) で制定された溶接関係の要員の研修及び訓練についてのディプロマ制度の運営を行う。
- (2) 前号のディプロマを与えるための最終試験を行い、合格と認められた者にディプロマを発行する。
- (3) 日本におけるATB (Approved Training Body) を承認する。
- (4) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

第56条 教育に関する各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。

- 2 前項の各委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第57条 教育に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

- 2 教育に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第58条 教育に関する各委員会のうち溶接管理技術者教育委員会、マイクロソルダリング教育委員会及び非破壊試験教育委員会に関する経費は研修会参加料等をもってまかなう。

- 2 JANBに必要な経費は、理事会の議決を得て、認証料、ディプロマ料及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第59条 教育に関する各委員会の委員長は、年度ごとに当該年度の事業報告及び決算報告並びに次年度の事業計画及び収支予算を理事会及び評議員会へ提出して承認を得なければならない。

- 2 教育に関する各委員会の委員長は、理事会の開催ごとに事業報告及び決算報告を行い、理事会の承認を得なければならない。

(繰越金の処分)

第60条 溶接管理技術者教育委員会、マイクロソルダリング教育委員会及び非破壊試験教育委員会の決算に繰越金が生じたときは、理事会の議決を得て一般会計に編入するか、又は、次年度に繰越すものとする。

(委員会の新設及び改廃)

第61条 教育に関する委員会の新設及び改廃は理事会の議決を得て、決定する。

第5節 指定機関に関する委員会

(全国指定機関委員会の構成及び委嘱)

第62条 全国指定機関委員会は、本会を代表する委員と第65条に規定する地区を代表する委員で構成する。本会を代表する委員は、原則として本会理事が務める。

- 2 全国指定機関委員会に委員長1人を置き、必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。
- 3 全国指定機関委員会の委員長は理事会の議決を得て、副委員長及び委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則)

第63条 全国指定機関委員会は、理事会の議決を得て別に定める委員会規則によって運営する。

(経費)

第64条 全国指定機関委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、一般会計から支出する。

(地区代表者の選出)

第65条 指定機関となった団体は、各地区溶接技術検定委員会の所掌する区域ごとに全国指定機関委員会への代表委員を選出する。

- 2 本会は、一般会計から別に定める基準に従い各地域ごとに活動する指定機関の会議体に補助金を交付する。

第6節 溶接情報センター設置委員会

(溶接情報センター設置委員会)

第65条の2 溶接情報センター設置委員会は次の業務を行う。

- (1) 溶接情報センター設置に関する業務

(2) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

第65条の3 溶接情報センター設置委員会は、その業務に必要と認められる個人会員及び団体会員に属する専門家並びに学識経験者で構成する。

2 溶接情報センター設置委員会に、委員長1人、必要に応じて副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。

3 溶接情報センター設置委員会の委員長は、理事会の議決を得て、副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第65条の4 溶接情報センター設置委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 溶接情報センター設置委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第65条の5 溶接情報センター設置委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として溶接情報センター積立特定資産及び委員会の活動によって得る収入から支出する。

(監査)

第65条の6 溶接情報センター設置委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

(事業計画及び報告)

第65条の7 溶接情報センター設置委員会の事業報告、会計報告、事業計画及び予算については第38条の規定を準用する。

(委員会の新設及び改廃)

第65条の8 溶接情報センター設置委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第8章 調査研究に関する部会・委員会

(専門部会等)

第66条 本会に定款第31条に基づき専門部会、研究委員会、臨時専門委員会を置く。

第1節 専門部会

(種類)

第67条 本会の定款第31条に基づく専門部会は次のとおりとする。

- (1) 溶接棒部会
- (2) 電気溶接機部会
- (3) ガス溶断部会
- (4) 船舶・鉄構海洋構造物部会
- (5) 機械部会
- (6) 車両部会
- (7) 自動車部会
- (8) 建設部会
- (9) 鉄鋼部会
- (10) ろう部会
- (11) はんだ・微細接合部会

(構成及び委嘱)

第68条 各専門部会は、部会の事業に関係する団体会員をもって構成する。

2 各専門部会は、必要に応じて個人会員及び学識経験者等を部会の活動に参加させることができる。

3 各専門部会に部会長1人、副部会長2人以内、監事2人以内及び幹事若干名を置く。

4 各専門部会長は、当該部会の推薦により、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

5 副部会長及び監事は、当該部会長の推薦により会長が委嘱する。幹事は部会長が委嘱する。

(部会規則及び任期等)

第69条 各専門部会は、別に部会規則を定めて運営し、部会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 各専門部会の部会長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第70条 各専門部会の運営に必要な経費は、各部会ごとに定める部会費及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第71条 各専門部会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第72条 各専門部会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(新設及び改廃)

第73条 専門部会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て、決定する。

第2節 研究委員会

(構成及び委嘱)

第74条 研究委員会の各委員会は、会員の要望を考慮して定める事業内容に賛同した団体会員及び個人会員で構成する。必要な場合には、学識経験者等を参加させることができる。

2 各研究委員会に委員長1人、監事2人以内、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。

3 各研究委員会の委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第75条 各研究委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 各研究委員会の委員長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第76条 各研究委員会の運営に必要な経費は、各研究委員会ごとに定める会費及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第77条 各研究委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第78条 各研究委員会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(新設及び改廃)

第79条 研究委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て、決定する。

第3節 臨時専門委員会

(構成及び委嘱)

第80条 臨時専門委員会の各委員会は、当該委員会の目的達成に必要な団体会員、個人会員及び委託者の推薦する委員で構成する。

2 臨時専門委員会の各委員会に委員長1人、監事2人以内、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。

3 臨時専門委員会の各委員会の委員長は、理事会の議決を得て、副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第81条 各臨時専門委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 各臨時専門委員会の委員長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第82条 臨時専門委員会の各委員会は、諸官庁及び民間事業団体からの補助又は委託費により調査、研究を行う。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第83条 臨時専門委員会の各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(委員会の新設及び改廃)

第84条 臨時専門委員会の各委員会の新設及び改廃は理事会の議決を得て、決定する。

第9章 認証及び認定に関する委員会

(種類)

第85条 本会に定款第32条に基づき、認証及び認定に関する委員会を置く。

- (1) 要員認証管理委員会
- (2) 事業者・製品等の認定に関する委員会
 - ① 鋼種等認定委員会
 - ② ガス溶断器認定委員会
 - ③ 溶接検査認定委員会
 - ④ 試験所認定制度運営委員会
- (3) 技術基準に基づく認証委員会
 - ① 技術基準・認証委員会

第1節 要員の認証に関する委員会

(要員認証管理委員会)

第86条 要員認証管理委員会は、要員の認証に関する業務を統括する。

- 2 要員認証管理委員会に、次の委員会を置く。
 - (1) 溶接技能者認証委員会

- (2) 溶接管理技術者認証委員会
- (3) マイクロ溶ダリング要員認証委員会
- (4) 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会

(溶接技能者認証委員会)

第87条 溶接技能者認証委員会は、日本工業規格（JIS）及び日本溶接協会規格（WES）等に基づく溶接技能者認証に関する業務を行う。

2 溶接技能者認証委員会は、北海道、東北、東部、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の各地区に溶接技能者評価委員会として地区溶接技術検定委員会を置き、溶接技能者の評価業務を遂行する。

3 各地区溶接技術検定委員会の分担区域は次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 北海道全域
- (2) 東北地区 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の6県
- (3) 東部地区 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川、山梨・新潟・長野の1都9県
- (4) 中部地区 静岡・愛知・岐阜・三重の4県
- (5) 北陸地区 富山・石川・福井の3県
- (6) 関西地区 大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山の2府4県
- (7) 中国地区 岡山・広島・鳥取・島根・山口の5県
- (8) 四国地区 徳島・香川・愛媛・高知の4県
- (9) 九州地区 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の8県

(溶接管理技術者認証委員会)

第88条 溶接管理技術者認証委員会は、日本工業規格（JIS Z 3410）/ISO規格（ISO 14731）/日本溶接協会規格（WES 8103）に基づく構造物の溶接施工・管理に関する技術者及び日本溶接協会規格（WES 8107）に基づく溶接作業指導者の認証業務を行う。

2 溶接管理技術者認証委員会に、溶接管理技術者評価委員会を置き、構造物の溶接施工及び管理に関する技術者の評価業務を遂行する。

3 溶接管理技術者認証委員会に、溶接作業指導者運営委員会を置き、溶接作業指導者の評価業務を遂行する。

(マイクロ溶ダリング要員認証委員会)

第89条 マイクロ溶ダリング要員認証委員会は、日本工業規格（JIS）及び日本溶接協会規格（WES）等に基づくマイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ、オペレータの認証に関する業務を行う。

2 マイクロ溶ダリング要員認証委員会に、マイクロ溶ダリング要員評価委員会を置き、マイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ、オペレータの認証に関する評価業務を遂行する。

(建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会)

第89条の2 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会は、日本溶接協会規格（WES）に基づく建築鉄骨ロボット溶接オペレータの認証業務を行う。

2 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会に、建築鉄骨ロボット溶接オペレータ評価委員会を置き、建築鉄骨ロボット溶接オペレータの評価業務を遂行する。

(委員会規則)

第90条 要員認証に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

(委員会構成、委嘱及び任期等)

第91条 要員認証に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、委嘱、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

(経費)

第92条 要員認証に関する各委員会が行う認証等に要する費用は、認証料等をもってまかなう。

(認証に関わる料金及び手続)

第93条 前条の各委員会における認証料等の金額及び認証手続に関しては理事会の議決を得て、別に定める規則等による。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第94条 要員認証に関する各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第95条 要員認証に関する各委員会の決算に繰

越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(監査)

第96条 要員認証に関する各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

(新設及び改廃)

第97条 要員認証に関する各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第2節 事業者・製品等の認定に関する委員会

(種類及び業務)

第98条 鋼種等認定委員会は、溶接構造用鋼材の認定及びその鋼材に用いる溶接材料の認定並びに特殊な溶接構造物の材料、施工、設計及び試験検査の開発に関する特別認定の業務を行う。

- 2 ガス溶断器認定委員会は、ガス溶断関係機器の認定を行う。
- 3 溶接検査認定委員会は、溶接構造物の非破壊検査事業者等及びその技術者の認定業務を行う。
- 4 試験所認定制度運営委員会は、非破壊検査事業者の試験所認定に係わる業務を行う。

(経費)

第99条 認定に関する各委員会が行う認定等に要する費用は認定料等をもってまかなう。

(認定に関わる料金及び手続)

第100条 前条の各委員会における認定料等の金額及び認定手続に関しては理事会の議決を得て、別に定める規則等による。

(委員会規則、委嘱及び任期等)

第101条 認定に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

- 2 認定に関する各委員会の委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。
- 3 認定に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第102条 認定に関する各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第103条 認定に関する各委員会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(監査)

第104条 認定に関する各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

(新設及び改廃)

第105条 認定に関する各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第3節 技術基準に基づく認証委員会

(技術基準・認証委員会)

第106条 技術基準・認証委員会は、各種法改正による基準・認証制度等の整理及び合理化に関する検討及び認証を行う。

- 2 技術基準・認証委員会に基準・認証制度等の検討及び評価を行う小委員会を置く事ができる。

(委員会規則)

第107条 技術基準に基づく認証の各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

(委員会構成、委嘱及び任期等)

第108条 技術基準に基づく認証の各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、委嘱、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

(経費)

第109条 技術基準に基づく認証の各委員会は、一般会計から支出する経費と認証料等をもってまかなう。

(認証に関わる料金及び手続)

第110条 前条の各委員会における認証料等の金額及び認証手続に関しては理事会の議決を得て、別に定める規則等による。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第111条 技術基準に基づく認証の各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第112条 技術基準に基づく認証の各委員会の決

算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(監査)

第113条 技術基準に基づく認証の各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

(新設及び改廃)

第114条 技術基準に基づく認証の各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第10章 表彰

(種類)

第115条 本会は、定款第4条第5号に基づく表彰として日本溶接協会賞、優秀溶接技能者表彰及び指定機関役員等の表彰を行う。

2 日本溶接協会賞は、次の賞とする。

(1) 功績賞（本会事業に特に顕著な功績のあった者）

(2) 功労賞（本会事業に顕著な功労のあった者）

(3) 業績賞（本会の専門部会及び委員会の長として主導的な立場で貢献した者）

(4) 貢献賞（本会及び溶接業界で大きく貢献した者）

(5) 会長特別賞（本会の部会及び委員会において積極的に活動する者）

(6) 技術賞（溶接技術の発展に大きく寄与した、又は、それを期待できる技術を開発した者）

(7) 溶接注目発明賞（注目するに値する溶接関係の特許又は実用新案の発明者及び考案者）

3 優秀溶接技能者表彰は、全国溶接技術競技会における優秀技能者の表彰とする。

4 指定機関役員等の表彰は、指定機関からの申請による。

(実施規則)

第116条 前条の表彰の審査等に関しては、それぞれ理事会の議決を得て、別に定める規則によって行う。

(経費)

第117条 表彰に関する必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

第11章 事務局、職員及び嘱託職員

(事務局)

第118条 本会の業務を遂行するため、本会事務所に事務局を置く。

2 事務局は本会全般の事務を処理する。このほか理事会の議決を得て、必要な地に地方事務局を置くことができる。

3 事務局の事務遂行に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める規則による。

(職員)

第119条 定款第47条に規定する職員は、職員、嘱託職員とする。

2 職員の就業規則及び給与に関する規則等は、別に定める。

第12章 雑則

(議事録の作成)

第120条 総会、評議員会及び理事会の決議事項は、議事録を作成し、保存しなければならない。

(機関誌・紙)

第121条 本会は機関誌・紙としての機能を有する「溶接技術」(誌)及び「溶接ニュース」(紙)を監修する。

(規則)

第122条 本細則の施行に必要な規則等は、理事会の議決を得て、別に定める。

(細則の変更)

第123条 本細則を変更する場合は、理事会の議決を得なければならない。ただし、第3条で定める本会の入会金及び会費の変更は、総会の議決を得るものとする。

附 則

(施行日)

第1条 本細則は、平成20年10月1日から施行する。

(移行期間の支部と指定機関の取扱い)

第2条 本細則の施行日は前記による。ただし、平成20年11月30日までは指定機関としての指定が完了していない団体は支部の位置付けとして平成20年1月31日改正前の細則の規定を適用する。

2 労働安全衛生法による「ガス溶接技能講習」の教習機関として登録している支部は、平成21年3月30日まで支部の呼称を使用しても差し支えないものとする。